

山梨県環境にやさしいバス普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、環境にやさしいバスの普及促進を図ることにより、大気汚染物質を削減し、大気環境の保全と地球温暖化防止に資することを目的として、路線バス事業者が導入する環境にやさしいバス導入費の一部を、国と協調して補助するものとする。

この補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「補助事業」とは、環境にやさしいバスを路線バス車両として導入する事業をいう。
- 二 「路線バス事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう(公営バス事業者を除く。)。
- 三 「環境にやさしいバス」とは、次のバスをいう。
 - イ 内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であつて当該自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。以下「CNG自動車」という。)であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のバス。
 - ロ ハイブリッド自動車(内燃機関を有する自動車であつて併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるもの(電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車(「自動車検査証」に当該自動車プラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの)を除く。)であり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車ハイブリッド自動車であることが記載されているもの。)であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のバス(ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5tより大きいものにあつては、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等(平成25年3月1日経済産業省・国土交通省告示第2号)」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準に適合する自動車。)。
- 四 「通常車両価格」とは、知事が定めた車両価格をいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費の額とし、1台あたりの補助金の額は、補助対象経費と通常車両価格との差額に6分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)で250万円を限度とする。

なお、補助金の総額は、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、第1号様式による補助金交付申請書に次

の書類を添付して、別に定める日までに知事に提出するものとする。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書（資金の調達方法を含む）又はこれに代わる書類
- 三 車両購入契約書又は見積書
- 四 低公害車普及促進対策費補助金交付要綱及び低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針に定める交付決定通知書の写し等の国の負担を証する書類
- 五 その他参考となる書類

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容について審査のうえ補助金の交付を決定したときは、その結果を第2号様式により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第6条 知事は、補助金の交付決定に際し、その目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（補助金交付申請の取り下げ）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により取り下げの申請をしようとする者は、第3号様式による補助金交付申請取下書を知事に提出しなければならない。

（補助事業の計画変更の申請）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ、第4号様式による補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。

（変更決定及び通知）

第9条 知事は、前条の申請があったときは、補助金の額の変更を行うことができる。

2 知事は、補助金の額の変更をしたときは、第5号様式による補助金の額の変更通知書を、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止の承認申請）

第10条 補助事業者は補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに第6号様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに第7号様式による補助事業事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、第8号様式による補助事業完了実績報告書（補助事業の廃止の承認を受けた場合にあつては、第8号様式の例による補助事業廃止実績報告書。以下同じ。）を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、補助事業の廃止の承認を受けた場合はこの限りでない。

- 一 収支精算書
- 二 契約書の写し、領収書の写しその他の補助事業に要した費用を証明する書類
- 三 購入車両の車検証の写し
- 四 購入車両の写真
- 五 その他参考となる書類

（補助金の交付方法）

第13条 この補助金の交付は、精算払いとする。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、補助事業完了実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第9号様式による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第15条 知事は、補助事業者が、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- 二 補助金を他の用途に使用した場合
- 三 第7条の規定による申請の取下げに係る書類の提出があつた場合
- 四 補助金の交付又は変更交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- 五 その他この要綱に違反したと認められる場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

3 第5条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第16条 知事は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（目的外使用、処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第1条の趣旨に基づき、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）

を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

- 3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときには、あらかじめ第10号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることとする。

（帳簿及び運行の記録の保存）

第18条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿及び運行の記録を、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。